

千葉市告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年3月12日

千葉市長職務代理者
千葉市副市長 鈴木達也

名称	所在地	指定年月日
(歯科)		
しおや歯科医院	千葉市稲毛区宮野木町 1092-2	令和3年2月1日
(訪問看護)		
訪問看護ステーションあやめ誉田	千葉市緑区誉田町2-24-128 グリーンハイムII201号室	令和3年2月1日
東千葉駅前訪問看護ステーション	千葉市中央区要町1-8 栗山ビル503	令和3年2月1日